

1995年保険業法改正と残された課題

—生命保険会社の保険計理にかかる規制を中心に—

中央大学商学部 宇野 典明

司会 講演に先立ち、講師の宇野典明氏の略歴を紹介させていただきます。宇野氏は現在、中央大学商学部の教授で、金融学の博士号を中央大学から授与されています。宇野氏は1972年3月慶應義塾大学経済学部を卒業後、同年4月日本生命保険相互会社入社、調査部、ニッセイ基礎研究所、財務企画室等を経て、2002年4月中央大学商学部専任講師、2003年4月から現職につかれています。この間2009年3月から2011年3月までカナダのブリティッシュ・コロンビア大学法学部アジア法学研究センターの客員研究員を務められました。専攻は、生命保険論、保険監督法で、主要な研究課題は、保険会社に対する規制のあり方および生命保険プランニングのあり方です。それでは宇野先生、よろしくお願いいたします。

1995年保険業法改正と残された課題

—生命保険会社の保険計理にかかる規制を中心に—

中央大学商学部
宇野典明

1

宇野 ただいまご紹介にあずかりました、中央大学商学部、宇野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに

自己紹介

1995年保険業法改正と私

1995年保険業法の課題

2

きちんとご紹介いただいたので、もうそのまま中身に入っていこうと思います。

1995年に、現行の保険業法の改正法が国会を通りました。この1995年の改正保険業法は、当時の大蔵省が改正の検討を始めたのが、あまり定かではないのですが、私のかすかな記憶をたどると、1988年ぐらいではなかろうかと思います。

実は、計理につきましては、率直に言いまして、私はあまり直接は関わっておりません。もちろん応えは知っていましたし、概要もきちんとつかんではおりました。そのぐらいしか知らない方が、その後、何かいろいろと計理に関わるような論文も書いているようだから、話としては面白かろうと、きっと河野さんがお考えになったのだろう。それで、このような場所に来て、お話をさせていただくことになったというわけでございます。

その当時、皆がいろいろと考えて、このように保険業法ができ上がっているわけですが、当時から、私は若干割り切れないといいますか、何かすっきりしないものを感じたまま改正の保険業法ができて、それが施行されました。その後、いろいろと改正はされていますが、そのまま今日に至っているように思います。そのうちの一つが、実は、今日私がお話しします、保険計理に関わる部分です。

殊に、保険会社が保険を引き受けるときの一番基礎的な部分の論理、理論といいますか、概念といいますか、それが、私は、率直に言って、おかしいのではなかろうかと思うように至ったわけです。なぜそのように思うように至ったか、それをどうすればいいと私は思うのかということについて、今日は保険業法との関係の中で、お話をさせていただこうと思います。

そこで、今日は、この1995年の保険業法の保険計理に関わる規制の概要に触れさせていただいた上で、そのお話を進めていこうと思います。ただ、見渡したところ、お若い方もいらっしゃるようですので、その前の1939年の保険業法についても若干触れさせていただいた上で、お話を進めさせていただこうと思います。

I. 1939年保険業法における保険計理 関係の規制

1. 責任準備金

(1) 責任準備金

保険会社ハ毎決算期ニ保険契約ノ種類ニ従ヒ
責任準備金ヲ計算シ且之ヲ特ニ設ケタル帳簿ニ
記載スルコトヲ要ス(1939年保険業法第88条第1
項)

3

最初に 1939 年の保険業法の話をしていただきます。1939 年の保険業法には、保険計理に関わる規制は、ほとんどありませんでした。保険業法上に、実は条文として 1 条しかなかった。それが、ここに掲げました、責任準備金に関する規定でございまして、「保険会社は毎決算期に保険契約の種類に従い責任準備金を計算しかつこれを特に設けたる帳簿に記載することを要す」とだけ書いてありました。

多分、ほとんどお若い方々は、この漢字片仮名交じりの条文というものには相当抵抗感がお強いかもしれませんが、今言いましたように、大体読めばいい、そうすれば、当然意味はお分かりいただけるだろうと思います。

生命保険契約又ハ其ノ再保険契約ニ対スル責任準備金ハ之ヲ保険料積立金、未経過保険料及危険準備金ニ區別スルコトヲ要ス(1939年保険業法施行規則第30条)

4

これは、責任準備金についての業法施行規則にある条文です。「生命保険契約またはその再保険契約に対する責任準備金はこれを保険料積立金、未経過保険料および危険準備金に区別することを要す」というわけです。このように、責任準備金を区別せよというわけですから、基本的な責任準備金の構成という考え方については、現行の保険業法と変わらない。ただ、具体的な話は何も書かれていないというわけです。では、具体的な内容がどうなっていたかというものがその次でございます。

(2) 保険料積立金
(1939年保険業法施行規則第31条)

① 前条ノ保険料積立金ハ純保険料式ニ依リテ計算シタル額ヲ下ルコトヲ得ズ但シ生命保険契約ニシテ契約後五年ヲ経過セズ且保険料払込期間内ニ在ルモノニ対スル保険料積立金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

5

保険料積立金については、施行規則上に規制がございます。「前条の保険料積立金は——前条のというの

は、1枚前のスライドを指します——純保険料式によりて計算したる額を下ることをえず」。ここでいう純保険料式は、極めて狭義の平準純保険料式である。それを下回ってはいけない。「ただし生命保険契約にして契約後5年を経過せずかつ保険料払込期間内に在るものに対する保険料積立金についてはこの限りに在らず」というわけで、一部、実質的に言えば、5チルを認めていたということになるわけです。ですから、これが保険料積立金についての施行規則上の原則であったというわけです。

② 保険会社ハ保険業法第百条ノ規定ニ依ル業務及財産ノ管理又ハ契約ノ移転ノ命令アリタル場合其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ保険数理上支障ナキ範囲内ニ於テ大蔵大臣ノ認可ヲ受ケ営業保険料式其ノ他ノ方式ニ依リ保険料積立金ノ計算ヲ為スコトヲ得

③ 特別勘定ヲ設ケタル保険契約ニ付テハ前二項ノ規定ニ拘ラズ大蔵大臣ノ別ニ定ムル方式ニ依リ保険料積立金ノ計算ヲ為スコトヲ得

6

ところが、いろいろと例外があるものでして、その第2項に、「保険会社は保険業法第100条の規定による業務および財産の管理または契約移転の命令ありたる場合その他特別の事情ある場合においては前項の規定にかかわらず保険数理上支障なき範囲内において大蔵大臣の認可を受け営業保険料式その他の方式により保険料積立金の計算をなすことを得」というわけです。

この100条というものは、実はどのようなものかということ、端的に言えば、保険会社が破綻をし、破綻処理に入って、大蔵省がいろいろと命令を出している状況というようにご理解いただければいいのです。そのような場合や、いろいろ特別な事情がある場合には、先ほどの平準純保、あるいは5チルではない、営業保険料式や、全チルなどというものが實際上認められていたというわけです。

3項は特別勘定の話ですので、これはパスしようと思います。

このように、1939年保険業法には責任準備金に関する規制がありました。しかし、規制には幅がありますので、一体どのように大蔵省は行政をしていたかといいますと、戦後、責任準備金の積立の目標を、実は平準純保険料式にいたしました。

責任準備金の積立て目標:純保険料方式

- 料率および保険契約者配当に関する過当競争の防止
- 経営体質の強化
- 募集制度等の改善を通じて経費の節減・経営の効率化を図ること

7

この理由は三つございます。一つ目は、料率および保険契約者配当に関する過当競争の防止。要するに、料率を下げたり、契約者配当をどんどん出したりするというような過当競争にならないように、きちんと平準純保を積みせようというわけです。何か、違和感がございませんか。三つ理由があるうちの最初に上がる理由がこれということには、私にはすごく違和感があります。

二つ目は、経営体質の強化。そして、三つ目は、募集制度等の改善を通じて、経費の節減、経営の効率化を図ること。つまり、純保を積みなければいけないとすると、いろいろな、新契約費など、それほど潤沢に使い切れなくなるはずだと。そうすると、こういったことも図られるはずだというわけです。

ですから、当時のことを考えますと、バブルの頂点までを、ずっと戦後駆け上がっている途中ですから、生命保険会社に対して、どのようなリスクがあるかということは、後ほどもう一度申し上げますが、いわゆる死亡が極端に増えるというようなことしか、実は思い至っていなかったということだと、一言で言えば、言えると思うのです。そのために、いろいろと考えて、純保を積みせるといっても、健全性のためだという発想には、ならなかったのだと思います。そうではなくて、あくまでも、ここに挙げた三つの理由、過当競争の防止や、一応、経営体質の強化といっていますが、それはやや間接的であって、それから、経費の節減や経営の効率化などといった話が出てくる。そのために、平準純保式を積みせることを手段として使っていたという状況であったわけでございます。

また、若干記憶をたどりながら言いますと、かつては、保険商品が全く各社でそろっていた。約款も実質的にそろっていれば、料率もそろっていた。そうすると、配当がどう違っているかという話が問題になるわけですが、例えば、上位何社かは、実は配当も一緒だというような状況が長いこと続いておりました。そういったところも、逆に言えば、この配当の過当競争をさせないといったことともつながっていたのかもしれないと思うわけです。

(3) 危険準備金

個人保険及び団体保険については、死差益の5%以上を毎年危険準備金として積み立てるものとする。ただし、その積立限度は、個人保険にあつては危険保険金の1,000分の1、団体保険にあつては1,000分の2とし、死差損を生じたときはその額を限度として、また、特別の事由がある場合には大蔵大臣の承認を得て、取り崩すことができるものとする(1983年3月31日蔵銀第696号「生命保険会社の経理について」1(3)ロ(二))

8

保険料積立金以外の規制がどうなっていたかということを一応申し上げておこうと思います。一つは、危険準備金についてほんの少しだけ触れられていた。それも、業法でもなければ、施行規則でもなくて、この一番下に書いてあります、1983年3月31日蔵銀第696号というものは、今はめったに見ることができなくなった通達でございます。通達で、実は、危険準備金の中身が定められている。

「個人保険および団体保険については、死差益の5%以上を毎年危険準備金として積み立てるものとする。ただし、その積立限度は、個人保険にあつては危険保険金の1,000分の1、団体保険にあつては1,000分の2とし、死差損を生じたときはその額を限度として、また、特別の事由がある場合には大蔵大臣の承認を得て、取り崩すことができるものとする」ということで、一応、今の危険準備金Ⅰに相当するものはここに存在していた。

違いは、ご承知のとおり、今の危険準備金Ⅰは、例えば危険保険金の1000分の0.6ですから、若干それよりも大きめの数字が一応想定されていたというわけです。しかし、危険準備金Ⅱ以降のものについては何もなかった。先ほど申しましたように、危険準備金Ⅱは、ご承知のとおり、予定利率リスクに対応するものですから、そのようなことは、本当につゆも想定をしていなかったということであろうと思います。

2. 保険業法第86条準備金

保険会社ハ財産ノ評価換又ハ売却ニ因リ計上シタル利益(第八十四条第二項ノ規定ニ依リ同項ノ準備金トシテ積立ツベキ利益ヲ除ク)ガ之ニ因リ計上シタル損失ヲ超ユルトキハ其ノ差額ヲ準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ全部又ハ一部ヲ積立テザルコトヲ得(1939年保険業法第86条)

9

それから、今日は、保険計理といいながら、少し幅広くお話をする必要があると私は思いますので、違う話もしておきます。

保険業法第86条準備金というものが、1939年の保険業法には存在しました。これは今、全くなくなってしまいましたので、ご存知ない方もいらっしゃるかもしれませんが、どのような中身だったかといいますと、「保険会社は財産の評価替えまたは売却により計上したる利益（つまり、評価益、あるいは売却益）がこれにより計上したる損失を超えるときは（評価益または売却益が、評価損または売却損を超えるときには）その差額を準備金として積立つることを要す」。つまり、86条準備金として積み立てなければいけないのだと。「ただし主務大臣の認可を受けその全部または一部を積立てざることを得」、積み立てないことができるという規定が、実はございました。

保険会社が資産の売却益または評価益の形で臨時益を得た場合これを自由に契約者に配当することを認めることは、配当競争を激化するだけでなく、将来の資産の低落によって評価損売却損を生ずることがあるので、かかる利益を社外に流失させることは資産内容の不健全化をまねくおそれがある（保険業法研究会編（1986））

10

第84条の規定もございました。これは、上場株式について評価益を計上できる、計上した利益は保険契約者のための準備金として積み立てなければならないというものです。一体何のためにこのような規定があったのかというのを物の本で調べますと、このように書いてありました。「保険会社が資産の売却益または評価益の形で臨時益を得た場合これを自由に契約者に配当することを認めることは、配当競争を激化するだけでなく、将来の資産の低落によって評価損売却損を生ずることがあるので、かかる利益を社外に流出させることは資産内容の不健全化を招く恐れがある」というような理由でした。

私の記憶で言うと、保険業法第86条準備金は、各社ともあまり積極的に計上しようとはしていなかったと思います。あるいは、これで価格変動リスクを担保しようなどという発想は、1995年までですから、基本的には全くなかったのだらうと思います。そのように、1939年の保険業法というものはできております。

先ほど申しましたように、保険料積立金、そして危険準備金、基本的にはこの二つが規定されている。ですから、1939年の保険業法は、保険リスクが収支相等の原則の想定を超えて、実現したときにだけどうしようということだけを考えていて、それ以外のことは全く考えていなかったのだと思うわけです。ただ、それも、バブルを駆け上がって、頂点を越えて少し落ちかけたときに新しい業法になっていますので、實際上、問題が表面化しなかったということなのだらうと思います。

Ⅱ. 1995年保険業法における保険計理関係の規制

1. 保険計理の基本的な枠組み

標準責任準備金(平準純保険料式保険料積立金)

危険準備金I-IV

価格変動準備金

ソルベンシー・マージン比率規制

11

では、1995年の業法の中身に入ろうと思います。ここにいらっしゃる方々は、内容をおおむねご存知だということを前提にお話をさせていただきます。保険計理の基本的な枠組みというものを、ここでまず、1995年の保険業法に沿って確認したいと思います。

一番の基本的な枠組みの基礎には何が置かれているかといいますと、条文を読んでいく限りは標準責任準備金で、生命保険会社の場合、実質的に言えば、平準純保険料式保険料積立金が一番の基礎に置かれているということは、申し上げるまでもないことだと思います。これが形式的には一番大事なものになっていまして、そして、危険準備金のⅠ、Ⅱなどといったものが加えられるようになっているというわけでございます。

この標準責任準備金、あるいは平準純保険料式保険料積立金は、申し上げるまでもなく、生保標準生命表、今ですと、2007によって死亡率が定められ、そして、予定利率も定められるという形で規制がなされているわけでございます。それで不足していた場合には、追加責任準備金を積み立てなければいけないとなっていることも、ご承知のとおりです。

この平準純保の保険料積立金では担保できないリスクに対して、保険関係のリスクについては、危険準備金のⅠからⅣで対応しようというわけです。危険準備金Ⅰの場合には、ある一定の信頼水準を超えた保険リスクを担保するために、積立基準と積立限度額が定められている。

これに対しまして、危険準備金Ⅱは、ロック・イン方式である予定利率に関わるリスクが生じることを担保するために、積立基準、積立限度額が定められています。今日は、Ⅲ以降についてははしよらせていただきます。

このような形で、保険引受けに係るリスクについては、この標準責任準備金と危険準備金で担保しようというわけです。そして、それ以外にあるリスク、一番大きなリスクの一つが価格変動リスクだと私は思うのですが、それは別途、価格変動準備金を積み立てるということによって担保しようというわけでございます。ただ、実際上は、それでは足りませんので、別途、ソルベンシー・マージン比率規制を設けました。

ソルベンシー・マージン比率規制の中身は申し上げるまでもないと思いますので、細かいことは当然省略させていただきます。

実は、今申し上げている最中の基本的な枠組みと、ソルベンシー・マージン基準の基本的な枠組みは、微妙に違っているというのが私の理解です。と申しますのは、ソルベンシー・マージンを構成する要素は、保険料積立金の余剰部分、積立ての余剰部分がソルベンシー・マージンに入っている。つまり、純保式の中の、例えば全チルを超えた部分がソルベンシー・マージンとして認識されて、別途リスクを担保することができるようになったというわけです。ここは、正確に言うともう少し違う言葉になることはご承知のとおりですが、一応、全チルを超えた部分にしておきます。つまり、全チルが実質的に最低責任準備金として考えられた。あるいは、破綻処理のときにも、全チルがベースになっている。つまり、先ほど申しました、保険業法の基本的枠組みとしては、平準純保険料式保険料積立金を構成要素とする標準責任準備金が一番基礎にあるわけですが、実際にはそうではなくて、全チルが一番基礎にあるという形になっているものが、現行の保険業法なのだろうと思います。

では、最初から全チルになぜしなかったのかという、極めてプリミティブな疑問がわくのは当然のことです。私は直接そのときの交渉事には加わっていませんが、ちらりと聞いた話と、それから想像することで申せば、ご承知のとおり、法人税法が純保までの繰入れの損金計上を認めているわけですから、これをどうしても手放したくなかったということなのだろうと思います。それも一つの論理かと思いますが、保険計理の方の論理は、残念ながらやや捨て去ってしまっていると思うわけです。

このような形で、実質的な枠組みができ上がっている。もう一度繰り返しますと、全チルの保険料積立金、そして、危険準備金や価格変動準備金。それから、申し上げなかったのですが、ご承知のとおり、貸倒引当金が資産側に負債として計上されています。これもリスクを担保するというニュアンスがあるのですが、これは今のところ、業法で規制する形にはなっていないで、一般的な会計基準の方からコントロールされてしまっているものですから、そこはお話を避けておいて、全チル、そして危険準備金、価格変動準備金、貸倒引当金、それから資本勘定、それで、四つ目に配当準備金のたまりや、先ほどの保険料積立金の積立余剰部分、あるいは劣後債務などというものがあるというような4層の構造に、実際にはなっているというわけです。

私が申し上げたいことは、この構造に問題があるということでございます。それを少しずつ検討していきます。

2. 保険料積立金

- 生保標準生命表2007
- 標準利率
- 決定論的シナリオ法

12

最初は、保険料積立金です。この保険料積立金は、申し上げるまでもなく、決定論的なシナリオで評価されています。毎年の死亡率が生保標準生命表の年齢ごとに変化していく。その間の予定利率が、この標準利率で全部決まっているという決定論的なシナリオで求められているというのが、この保険料積立金であるわけです。

ですから、このシナリオより悪いシナリオが来ると、当然まずいことになる。どのような形で来るかは微妙で、大丈夫なときも当然あるわけですが、解りやすく言えば、そのようなものが来るとまずいことになる、また、価格変動リスクは、この上では全く考慮していません。

3. 危険準備金等

(1) 危険準備金I

(2) 危険準備金II

(3) 価格変動準備金

13

このように保険料積立金は、標準死亡率を超えた死亡リスクや価格変動リスクなどを担保していないので、これを担保しようとするのが、先ほど来申し上げている危険準備金 I 以降なわけです。危険準備金 I は、原則として、 2σ を加えているあの標準死亡率を超えた死亡率が起きたときに担保できるように、積み立てようというわけです。

しかし、申し上げるまでもなく、私は求められている水準が低すぎると、単体で見ても思います。1000分の0.6などというものは、例えば、いろいろな巨大な災害などというものが今想定されている中で、圧倒的に少なすぎると、率直に言って思っているわけですが、それは枠組みの話ではありません。

危険準備金 I の問題を一つ言い忘れていました。基本的に、シナリオになっていないことが一番大きな問題なのだろうと私は思います。シナリオになっていないために、つまり、1000分の0.6だけ支払いが増えるということしか想定していないので、単体で言えば、それが1回起これば全部なくなって、2回目はもう全然担保できない、あるいは、もっと大きなものが起こったら担保できないなどという仕組みになっている。

ともかく、保険料積立金が担保する死亡リスクの方は、毎年これだけ死んでも大丈夫ですとなっているものが、1回限りになっているというところが大変問題である。あるいは、そのタイミングが決められていない、いつ起こるのかということの想定もないということが、問題なのだろうと思うわけです。

危険準備金 II ですが、これも同様に、シナリオになっていないということが問題なのだろうと私は思います。例えば、1990年代の後半ぐらいから、逆ざや問題で日本の生命保険会社は、極めて苦しんだわけですが、その決着がつくまでに1年や数年などというレベルではなくて、非常に長い期間がかかったということは、皆さんもご承知のとおりです。危険準備金には1回の不足分を補うだけのことはできませんので、今年、逆ざやが生じ、また来年も生じ、その次もまた生じるというような状況にあるときには、当然機能のしようもなかったというわけです。

また、申し上げるまでもないことですが、保険料積立金自体を積み増すわけではありませぬので、保険会社が破綻した場合に、実は予定利率が切り下げられてしまうということと裏腹になっている。それは逆

に、破綻法制がそうできているからというような説明のしかたも片一方でできるわけですが、一義的にはやはり、この危険準備金Ⅱが保険料積立金の中に入っていないということによって、予定利率の引き下げが起こっているのだというように私は考えています。契約者の立場からしたときには、そのことが大変大きな問題になっていると思います。

次は、価格変動準備金でございます。これは、危険準備金Ⅰに比べると、相当ひどい状態だと言わざるをえないと思います。いろいろ調べてみますと、95%バリュエーション・アット・リスクの資産価格の年間最大下落量をリスク量として計算したのだなどと言って、国内株式の場合、積立限度額を時価の10%としていますが、この時代、時価の10%などいとも簡単に上下しますよね。そのような中で、これだけあればいいということは元々おかしい。また、シナリオになっていないことも大きな問題です。

例えば、トランプ・リスクも、おとといは日経平均が非常に下がって、円も上がって、どうなるかと思っていたら、昨日もうすっかり戻してしまいましたけれども、あの落ちたような状態になったことが、何年ももし続いてしまえば、この価格変動準備金というものはなかなか機能しなくなってしまうというわけです。ですから、そのようなシナリオになっていないということは、やはりこれも大きな問題なのだろうと思います。

4. ソルベンシー・マージン

- 危険準備金等の持つ本質的な問題点を継承
- 経営状態の悪い会社の存在

14

最後は、ソルベンシー・マージンです。これは、ソルベンシー・マージン比率規制のソルベンシー・マージンが、基本的に危険準備金や価格変動準備金などを包含していますし、考え方は共通です。ですから、それを充実させるという発想しかありませんので、そのような意味では、危険準備金や価格変動準備金を持っている問題点を、そのまま承継してしまっているということになるわけです。

あと、年寄りが昔話をするなどと思われてしまうかもしれませんが、ソルベンシー・マージン比率は、元々、極めて低い水準に最初から設定されていました。それで、いろいろな破綻を契機として少しずつは上げられていますが、このような基本的な問題を別にしても、水準的には非常に低すぎると私は今でも思うわけです。

その当時のことを若干振り返ってみますと、関係者が、もし、ここにいらっしゃったらご容赦いただきたいのですが、1990年代前半に、当時、渋谷3社といわれている生命保険会社があって、極めて危険であるといううわさが業界の中を駆け巡っていて、そのお話は私も重々承知しておりました。破綻もありえるのかもしれない。

そのようなときに、1939年の保険業法にはない新たな規制を、1995年に入れるわけです。その1995年に入れる、例えば、ソルベンシー・マージン比率規制の定める喫水線がここにあり（胸元を指す）、渋谷3社がここにもあれば（その少し下を指す）、業法を改正した途端に破綻する会社が出てしまうわけです。あるいは、この喫水線を少し下げてやれば破綻しなくなるなどといったような、極めて分かりやすい論理で、ソルベンシー・マージン基準の水準が決められたのではなかろうかと、私は強く疑っておりました。

ソルベンシー・マージン比率が、なぜ分母に×2分の1というのがあって、200%が標準かという議論も、経営状態の悪い会社があったので、少しでも高く見せようという意図が働いていたのに違いないのですが、ソルベンシー・マージン比率のお手本だったアメリカのRBC基準というものは、一応200%が基準になっていたので、それをまねしたというようには言っておりますが、実態はそうではなかったのだろうと思います。

このようにあまりにも低い水準で決めすぎたものですから、生命保険会社の経営の悪化を抑えることができなくて、結局のところ、破綻に至ってしまうわけです。

そのような意味では、改正業法が施行された段階で、生命保険会社の破綻もありえるのだろうと、私は思っていました。そうしましたら、業法施行が1996年の4月。そして、1997年の4月、忘れもしない25日に、最初の会社、日産生命が破綻し、そのあと2001年までの間に7社破綻するということになったわけです。

元に戻ります。今申しましたのは、この経営状態の悪い会社の存在の話ですね。

5. 1995年保険業法における保険計理関係の規制の問題点(宇野典明(2012)、宇野典明(2016))

- 基本的な考え方
- リスク相当額の金額的な問題
- 保険料積立金と危険準備金等の考え方の相違

15

この1995年の保険業法改正で、今の保険計理の規制の枠組みができ上がっているわけでございます。そ

ここに、一体、私はどのような問題点を感じているのか。それは随分と申し上げてしまいましたが、最初は、この基本的な考え方、枠組みが、率直に言って、まったく気に入らないということです。ですから、これだと、1回目はよくても2回目はだめなどということが十分に起こりうるということです。

このように、基本的な考え方が気に入らない。さらに、ソルベンシー・マージン比率で言いますと、リスク相当額の計算もあまりにも少なすぎるという金額的な問題は、申し上げるまでもなく、存在するのだろうと思います。

それから、先ほどもう申し上げてしまいましたが、保険料積立金はシナリオに基づいているのに、危険準備金などはシナリオに基づいていないという考え方の違いがある。つまり、全く違う発想のものを、木に竹を接ぐかのように接いでしまっているのが現状なのだと、私は考えているわけです。では、どうすればいいか。

III. 資産負債最適配分概念

1. 2パラメータ・アプローチによる資産負債最適配分概念

資産負債最適配分概念とは

保険会社は、資産と負債を最適に配分することによって、リスクを最小限にし、保険を引き受けることが望ましいとするもの(宇野典明(2012))

16

最初に2パラメータ・アプローチを使うという方法を、思いつきました。1996年の春に、それまでの業法改正の仕事から離れて、財務企画室というところに行ったのですが、その当時、日本生命は増加資産の配分をこの2パラメータ・アプローチでやっていたのです。その説明を若い人がしてくれ、私は幸い理解できました。

そのとき、これを使えば、生損保兼営禁止について従来の考え方とはもっと違う答えが出るのではないかと、瞬間的に思ったのです。その若い人にそう言うと、肯定してくれました。それを何年かあとに私は論文にしました。

責任準備金は、利差損益は別にして、死差損益と費差損益の二つを毎年生み出す負債ですが、それは、収益があり、収益率が変動するという意味では資産と変わらないわけです。ですから、資産負債をまとめて2パラメータ・アプローチを適用してみたら、資産負債を通しての最適なリスク配分が判るはずだと、私は思いました。エクセルでいろいろと計算をしてみたら、当然、計算結果は想定した範囲の中に収まるわけでした、そのような答えになった。

今まで2パラメータ・アプローチは、ご承知のとおり、負債に適用できない、それが最大の問題なのだとわれてきたわけですが、何だ、それは単純なことなのではないかと。負債は、少なくとも生命保険会社の責任準備金がそうだし、あるいは、普通の会社でも、見積もって積み立てた引当金と実際の支出が違うものはいくらでもありえますね。例えば、賞与引当金も違うことが当然あるでしょうし、いろいろなものが違うわけで、そのようなものも実は損益を生むはずなわけです。ですから、そのようなものも含めてやればいい。

そのような観点からは、損益を生まない負債も存在するわけで、例えば、もし生命保険会社が社債を発行していたら、これは、確定した利息が支払われる分には損益を生まないわけです。これは2パラメータ・アプローチでいうと、無リスクの負債も資産も考え方としては何も変わりませんので、無リスクの資産に投資をすることと全く一緒になります。元々2パラメータ・アプローチには、無リスクの資産へ投資する方法がありますので、それを援用すればよい。それで全部説明がつくと、思いました。2パラメータ・アプローチで資産と負債を、生命保険会社、あるいは保険会社で最適に配分するということを考えてらどうかと思ったわけです。

こうした考え方をとりまとめて、資産負債最適配分概念と、かつてに新たな概念に名前をつけまして、それが危険団体概念に代わるべきものだ、先ほどの枠組みと違う新しい枠組みを作り出すものだと主張したわけです。それはどのように考えるかという、保険会社は資産と負債を最適に配分することによってリスクを最小限にし、保険を引き受けることが望ましいのだ。これが私の主張する資産負債最適配分概念です。もちろん、何か余裕があるのであれば、少しぐらいリスクを取ってなどということが当然ありえるので、それは許容範囲の中なのだろうと思います。

ただ、この論理には幾つか難点がございます。皆様方もすぐに気がつかれるでしょうけれども、少なくともテール・リスクは想定していないわけですし、先ほど申しましたシナリオの話はどこへ行ったのかということもあります。そのとき、保険料積立金は、後ほど述べます確率論的シナリオ法でやるのだと思っていましたし、そう主張していたわけですが、実はその辺に論理の若干の飛躍があったりもしたというわけです。

あともう一つ、実は、この話に入る前に、この2パラメータ・アプローチの話の少ししなければいけないのです。この席では、私は、2パラメータ・アプローチについてご説明もせずに話をしているのですが、このことについて本を書いて、いろいろな人に配って回ったのです。例えば、いろいろな保険学者が、保険について説明していることを全部違っていると私は主張したわけですから、よほどたたかれるだろうとすごく恐れていましたし、期待していたのですが、実はそのような反応がほとんどといっていいほど全くなかったのです。なぜこのようなことが起こるのだろうと思いました。

そうしたら、数名の私と非常に親しい保険学者が私に語ってくれたものが、その答えを出してくれました。要するに、2パラメータ・アプローチの説明や計算のところで、保険学をやっていた人や保険監督法をやっていた人は全く理解ができなくなって、その先に進めなかったということが、どうやらその答えであると。確かに、そのことはすごく大事なことだし、それから、先ほど言ったように、少し論理の飛躍もあるので、それを解決して、もう少しそのような保険学者の方々にも解っていただけるような論理にしなければならぬだろうと思っていたときに、ちょうどこの話を河野さんからいただきました。そこで、いろいろと考えて、結局思いついたことが、今の保険業法の保険計理にかかる規制のいろいろな問題点を解決しようということを論理的に詰めていくと、それが資産負債最適配分概念につながるということでした。今日は、その筋道を皆様方にお聞きいただこうというわけです。

2. 確率論的シナリオ法による資産負債最適配分概念

(1) すべてのリスクをシナリオに組み込む

① 予定利率リスクだけを見直すことの限界

② 南海トラフ巨大地震等への対応

17

今の保険計理のシステムの問題を解決するためには、一つは、すべてのリスクを対象にしなければいけないということ、それをシナリオにしなければいけないということが、当然の帰結として出てくるわけです。今の保険計理人の実務基準も、死亡率と予定利率だけをシナリオにしようとしていますし、あるいは、いろいろな形で世界的に進められていることも、そういったものの範囲内なのだろうと思いますが、私は、それには明らかな限界があるだろうと思います。つまり、他のリスクがたくさんあるというわけです。

例えば、2000年前後につぶれた会社の一番大きなリスクは、確かに逆ざやだったのだろうと思います。しかし、逆ざやだけで破綻してはいないように、私には思えます。価格変動リスク、あるいは、取締役が詐欺行為を働いて会社に損失を与えたなど、他のリスクとの合わせ技で、実は破綻している。その辺が、しっかりとしたディスクローズがなされていないので明確には言い切れませんが、多分間違いないだろうと思うわけです。ですから、予定利率リスクだけ見直しても決着はつかないだろうというのが、私の考え方の一つ目です。

それからもう一つは、地震ですね。南海トラフ巨大地震や、あるいは東京の首都直下の地震などというものも、相当の人数の死亡が想定されているわけです。ご承知と思いますが、南海トラフ巨大地震の最悪のシナリオは、死亡者数の想定は32万3,000人。ですから、1000分の0.6をはるかに超えているわけです。

保険リスクがそうやって実現するだけではなくて、恐らく経済に甚大な影響を与えるでしょうし、殊に首都直下になると大変なことになるでしょうから、そうすると、価格変動リスクや信用リスクなど、いろいろなものがどの程度の規模で実現するかは分かりませんが、相当な規模で実現するのではなかろうかということ、私は大変心配しております。そのような意味でも、すべてのリスクをシナリオに組み込まなければいけないだろうと思うわけです。

(2) 確率論的シナリオ法

- ① 保険会社ごとのリスクの取り方に従って信頼水準の管理ができること
- ② 一定程度テール・リスクへの対応を行うことができること(宇野典明(2014))
- ③ 資産負債最適配分概念になじむこと

18

シナリオに組み込むとなると、決定論的なシナリオ法と確率論的なシナリオ法が出てくるわけです。決定論的なシナリオ法は、今回は使えそうもないということは皆さんもすぐお分かりになると思いますが、私も、確率論的シナリオ法でこの問題の決着をつけようと思いました。そうすると、どのようないいことがあるかという、保険会社ごとのリスクの取り方に従って信頼水準の管理ができます、あるいは一定程度テール・リスクへの対応ができるだろうということです。これは、後ほど申し上げたいと思います。

資産負債最適配分概念にも、このことは、実はなじむ。ですから、基本的には、このスライドの1番と2番が重要な理由なわけです。

確率論的シナリオ法と、資産負債最適配分概念がどうなじむかという話なのですが、その前に、テール・リスクの話をしていけません。テール・リスクをどのようにしてシナリオの中に組み込むかということについては、今まではストレス・テストや、このような危険準備金や、ソルベンシー・マージンなどという発想で来ました。私は、いろいろと地震について情報がオープンになっているものを見ていて気がついたことは、被害想定ばかりでなく発生確率も想定されているというような大地震もあれば、発生確率だけが分からないけれども、被害想定だけはできている、あるいは、両方とも全く分からない、さらには、全く思いも寄らないテール・リスクもありえるかもしれません。そのようなものまで、テール・リスクにはいろいろと種類がある。

例えば、何年前に、ロシアに巨大な隕石が落下して大騒ぎになりましたけれども、もし、あれが、今この辺に落ちてきたらどのようなことになるか、思うだけに恐ろしい思いがします。しかし、そのようなことは、ありえるかもしれないという程度にしか想定できない。

しかしながら、私たちが契約している、あるいは、皆様方の会社の保険約款は、基本的にそのようなことでもし亡くなられた方がいても、普通死亡保険金の支払いを担保しています。ですから、そのような問題をどうするのかということについてはきっちり考えなければいけないのです。しかし、今言ったような問題はなかなか解決できない。ただ、最初に申しました、毎年の発生確率が分かり、さらに被害想定もできているのであれば、その分はシナリオの中に組み込むことができるのではないかということが、私の基本

的な考え方です。

例えば南海トラフで発生する地震の今後 30 年間以内の発生確率は、60%から 70%とされています。これは、ベル型の分布をするわけではなくて、非常になだらかな丘陵のような分布をしていますので、単純に言えば、 $70 \div 30$ といって、毎年の発生率を計算するということができる程度のものなのだろうと思います。もちろんそこはもう少し正確にして。それで被害想定を入れて、その発生確率に応じて、たくさんのシナリオの中に一部組み込んでいくなどということをするれば、できるはずで。今後は、科学の進歩によって、だんだんそのようなことができてくることが増えてくるだろうと思います。

(3) 資産負債最適配分概念

確率論的シナリオ法と資産負債最適配分概念

新たな保険計理の基礎的な枠組み

19

次に、資産負債最適配分概念と確率論的シナリオ法の話に入ろうと思います。今言ったように、テール・リスクを考慮できるようになるはずだということに加えて、あと、現実的に今のコンピューターの能力でできるのかどうかについて、私は皆目分かりませんが、資産負債の配分をいろいろと変化させてみたら、最適な配分が出てくるはずだと単純に思うわけです。極端に言いましたら、死亡保険と生存保険の引き受けの割合を変える、あるいは、もっと株を減らすなど、いろいろなシナリオが作れるはずであって。そうすると、最適な配分で、その配分のもとでの最適な引き受けができるということになるだろうと思うわけです。

シミュレーションの期間については、今の実務基準の 5 年などであれば何とかなるのかもしれませんが。しかし、私はもっと長くやらないといけないと思っています。例えば、何十年とこれをやると、恐らくとんでもない計算になるのではないかという気はしますが、コンピューターの発展があれば何とかなるだろう。どうせこの話は、私が今思い立っても、来年すぐに実現するなどというような話ではありませんので、その意味でも何とかなるのだろうと思います。

このように、確率論的シナリオ法に基づく資産負債最適配分概念を新たな保険計理の仕組みの基本的な枠組みに据えるということを考えてらどうかと、私は思っています。

おわりに

- ▶ 資産負債最適配分概念の限界
- ▶ 破綻法制との連動
- ▶ 段階的改正が必要か
- ▶ 今後の議論への期待

20

これまで、相当勝手なことを申し上げてきました。ただ、このように申し上げたところで、この言っていることが全部そのとおりにできたとしても、幾つもの限界を抱えているということは私も理解しております。先ほど少し申しましたように、テール・リスクでこの計算に入れられるものはごく一部です。ですから、全くこの計算に入れることができないテール・リスクが実際に存在して、それを生命保険会社がきちんと支払いの担保をしている。この状況をどう考えるかということは、また別の課題があるのではなからうか。

いくら技術が進歩しても、隕石が落ちてくるなどということについて、何か確率を計算できるのかどうか、よく私は分かりませんし、その確率を「.0001%」などと言われても、實際上、それでシナリオを計算したところで、実質的に意味があるものが出てくるとも思えません。そこには約款が今のままでいいのかどうかも含めて、考え直す余地があるのではなからうかと思うわけです。そのようなことは必要ないという発想もあるのかもしれませんが、一応やっておこうと。

もう一つ気になることは、一体誰がこの計算の中身を検証するのかということですが、やはりこれは、外部のアクチュアリーの方にやっていただく以外はないのだらうと思っています。

それから、もう一つ大事なことは、破綻法制と連動させなければいけない。皆様方にぜひ注目をしていただきたいのは、業法の中の破綻に関わる部分です。先ほど申しましたように、私はこの間中の生命保険会社の破綻のときに、予定利率が引き下げられた、つまり 6.25 や 5.5 などの高い予定利率で契約していたものをあえて下げにいましたけれども、あのことが実はすごく気に入りません。そのようなことが起こらないようにしていたはずです。追加責任準備金もそうでしたし、危険準備金Ⅱもそうだったわけです。しかし、破綻法制がこれらの準備金を考慮していなかったので、結局、全チルすら残らず、そうすると、予定利率を引き下げざるをえなかった。つまり、保険計理のしくみを、いくらきれいな素晴らしいものにしても、破綻法制と連動しない限りは意味がない。

それから、もしやろうとしても、いっぺんにはさすがにできないと私も思います。先ほどの喫水線がどこにあるかという話と一緒にして、何年間もかけて、それも今のように、何か先行きが全く見通せないよ

うな状況ではなくて、もう少し状況のいいときを選んでやらないとできないのだろう、そのようなことも必要なのだろうと思います。

それから、実は、私はすごく今日はいいいチャンスを与えていただいたと思っていて、この私の話を、ぜひ皆様には、長期的な課題として、殊に若い方々に受け止めていただきたいと思うわけです。私が申し上げている問題点が正しいかどうかという話と、申し上げた改善策がベストなのかどうかという二つの論点があるだろうと思います。少なくとも私は、問題点については正しいと信じています。もちろんおかしいというような論理を振りかざしていただくことはかまいませんし、それが前へ進むことだと思うのです。そのことの議論をもっと深めていただき、さらに、どうやれば改善できるかということ、ぜひ、皆様方の中でも議論をしていただきたい。といいますか、議論をしていただける方々は、保険に関わるいろいろな、例えば学会を見ていると、保険数理に関わる方々以外にほとんどいないと私は思うので、ぜひ、皆様方にそのことを期待したいと思います。

以上、大変勝手なことばかりよく解ってもいない者が言ったとお思いになっておられるかもしれませんが、これで今日の私の話を終えさせていただきます。どうも、ご清聴ありがとうございました。

司会 宇野先生、どうもありがとうございました。残念ながら、時間がいっぱいになりましたので、質問は割愛して、以上でこのセッションを終わりたいと思います。もう一度、宇野教授に盛大な拍手をお願いいたします。